相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府堺市南区赤坂台一丁五五番地五、最後の住所大阪府堺市南区赤坂台一丁五五番五号　被相続人　亡　中尾　博知

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月十七日

堺市堺区中瓦町一丁一番二一号堺東八幸ビル五階　相続財産管理人　小林　邦子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍奈良県奈良市法華寺町六二一番地、最後の住所山口県山口市吉敷中東四丁目一七番一〇号ホワイトハイツ一〇二号　被相続人　亡　吉井　久美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月十七日

大阪府堺市北区中百舌鳥町一丁四三番地二シェソワ一〇一号、事務所奈良県奈良市法華寺町一番地の五奈良バイパスビル二階　相続財産管理人　司法書士　北川　泰正

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県三原市小坂町三二一三番地、最後の住所広島市西区庚午南一丁目三番一四号　被相続人　亡　脇谷　文子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月十七日

事務所広島市中区上八丁堀八番二六―四〇六号　相続財産管理人　森原　英樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県菊池郡大津町大字瀬田一〇一五番地、最後の住所熊本県菊池郡大津町大字大林一五二八番地四一　被相続人　亡　吉本　力

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月十七日

事務所熊本市京町一丁目一一番三号　田中法律事務所　相続財産管理人　弁護士　丸住　洋平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県玉名市三ツ川五二六番地一、最後の住所熊本県玉名市三ツ川二二四一番地　被相続人　亡　平里シヅ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月十七日

事務所熊本県熊本市新町三丁目八番三号立志学舎ビル　倉田栄喜法律事務所　相続財産管理人　弁護士　吉見　仁宏

無縁墳墓等改葬公告

境内墓地整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十三年五月十七日

一　墳墓等所在地　茨城県笠間市笠間九五三番地、九五五番地、二七二九番地

一　墳墓等の名称　玄勝院墓地

一　死亡者の本籍及び氏名　不詳

一　改葬を行おうとする者　茨城県笠間市笠間九五二　宗教法人玄勝院　代表役員　天津　忠則

任意清算公告

当法人は、平成二十三年五月十六日をもって解散し、司法書士法第四十六条第三項において準用する会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算いたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十三年五月十七日

大阪市中央区内本町一丁目二番五号ＹＳＫビル五階　ＡＶＥＮＩＲ司法書士法人　社員　小林　一行

第20期決算公告

平成23年4月28日　山形県米沢市中田町1209番地の9

株式会社フーディー

代表取締役　横山　均

貸借対照表の要旨

（平成23年2月28日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	65,706	流動負債	43,376
固定資産	179,194	引当金	1,203
		固定負債	85,760
		退職給付引当金	19,964
		役員退職慰労引当金	6,950
		株主資本	115,763
		資本金	10,000
		利益剰余金	105,763
		利益準備金	5,000
		その他利益剰余金	100,763
		（うち当期純利益）	（10,249）
資産合計	244,900	負債・純資産合計	244,900

新設分割公告

当社は、平成二十三年六月二十日を成立予定日として、新設分割により新設する日本クラウド株式会社（住所東京都港区虎ノ門二丁目六番四号第一一森ビル）に対して当社の日本コンピュータ事業（代表取締役大日方真が所轄する事業）に関する権利義務を承継させることにしました。

なお、平成二十三年六月二十日をもって、当社は商号を「日本クラウド・グローバル株式会社」に変更し、本店を「東京都中央区日本橋本町二丁目八番一二号」に移転します。

また、当社は、この新設会社の成立日において、新設会社の株主に対して配当することから、新設会社の設立時の資本金、資本剰余金及び利益剰余金とする額だけ当社の当該額をそれぞれ減少します。

この新設分割に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は、下記のとおりです。

平成二十三年五月十七日

東京都港区虎ノ門二丁目六番四号第一一森ビル　日本クラウド株式会社

代表取締役　大日方　真

代表取締役　堀田　信弘

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、平成二十三年六月二十日を成立予定日とする新設分割に伴い、新設会社の設立時の資本金、資本剰余金及び利益剰余金とする額だけ当社の当該額をそれぞれ減少し、当社の資本金の額を一億二千四百五十万円、資本準備金の額を八千二百六十四万二千八百三十円、利益準備金の額を一千八百四十五万円減少し、それぞれ七千六百万円、零円、零円とすることにしました。

この資本金及び準備金の額の減少に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は、下記のとおりです。

平成二十三年五月十七日

東京都港区虎ノ門二丁目六番四号第一一森ビル　日本クラウド株式会社

代表取締役　大日方　真

代表取締役　堀田　信弘

第39期決算公告

平成23年5月17日

東京都港区虎ノ門二丁目6番4号第11森ビル

日本クラウド株式会社

代表取締役　大日方　真

代表取締役　堀田　信弘

貸借対照表の要旨　（平成22年9月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	447,306	流動負債	423,230
固定資産	593,271	固定負債	273,241
繰延資産	52,203	株主資本	396,309
		資本金	200,520
		資本剰余金	82,652
		資本準備金	82,652
		利益剰余金	113,136
		利益準備金	18,450
		その他利益剰余金	94,686
資産合計	1,092,780	負債・純資産合計	1,092,780

（注）当期純利益　3,777千円